

JIS Z9110(照明基準総則)の改正について(周知)

平成23年6月1日
経済産業省産業技術環境局
環境生活標準化推進室

概要

本年3月に発生した東日本大震災による電力需給ギャップに伴い、今夏の需給対策としてより低い照度の利用を促すため、経済産業省ではJIS Z 9110(照明基準総則)の規定内容の見直しを行いました。

改正前の規格では、照度範囲のほぼ中央値にあたる推奨照度値を示していましたが、どの程度の範囲で照度値を上げたり、下げたりしてよいかの範囲が明示されていなかったことから、今回の改正では、その照度の範囲を具体的に明示しました。

具体的なイメージは別紙をご覧ください。

これに伴い、作業領域又は活動領域における照度値を下げる際には、今回の改正で示された照度の範囲を参考に、それぞれの状況に応じて設定していただくようお願いいたします。

詳細

JIS Z9110の詳細については、「JIS検索」からご覧ください。

- (本件に係る問い合わせ先)
産業技術環境局 環境生活標準化推進室
担当者: 高橋
電話: 03-3501-1511(内線3426~7)
-

(別紙)

主な作業領域・活動領域の照度範囲

JIS Z9110:2011		
単位:lx		
領域、作業又は活動の種類	推奨照度	照度範囲
設計、製図	750	1000～500
キーボード操作、計算	500	750～300
事務室	750	1000～500
電子計算機室	500	750～300
集中監視室、制御室	500	750～300
受付	300	500～200
会議室、集会室	500	750～300
宿直室	300	500～200
食堂	300	500～200
書庫	200	300～150
倉庫	100	150～ 75
更衣室	200	300～150
便所、洗面所	200	300～150
電気室、機械室、電気・機械室などの配電盤及び計器盤	200	300～150
階段	150	200～100
廊下、エレベータ	100	150～ 75
玄関ホール(昼間)	750	1000～500
玄関ホール(夜間)、玄関(車寄せ)	100	150～ 75